

大田区障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

平成28年11月25日28福障発第13592号区長決定

改正 平成29年8月17日29福障発第12086号福祉部長決定

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者

差別解消法」という。)第1条に規定する「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互

に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指すとともに、「おおた未来プラン

10年(後期)」の障がい者分野に掲げられた施策を具体的に実施する個別計画として策定した「

おおた障がい施策推進プラン」における重点課題である「障がいを理由とする差別の解消」

を推進するため、障害者差別解消法第17条の規定に基づき、大田区障がい者差別解消支援

地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携等に関する事項
- (2) 障がい特性及び障がい者への理解を促進するための普及啓発、研修等に関する事項
- (3) 障害者差別解消法に係る取組に関する事項
- (4) その他障がい者の差別解消及び障がい者の権利擁護に関する事項

こうせいいんとう
(構成員等)

だい じょう きょうぎかい いいん おおたくしやう しゃしきくすいしんかいぎいいん おおたくしやう しゃしきくすいしんかいぎせつち
第3条 協議会の委員は、大田区障がい者施策推進会議委員（大田区障がい者施策推進会議設置

ようこう へいせい ねん がつ にちづ ふくしやうはつだい ごうく ちやうけつてい だい じょう きてい いいん い
要綱（平成28年1月21日付け27福障発第14440号区長決定）第3条に規定する委員をいう。以

かおな およ くないざいじゆう しょう しゃ こうせい
下同じ。）及び区内在住の障がい者をもって構成する。

2 いいん くちやう いしよく
委員は、区長が委嘱する。

3 いいん にんき いしよく ひ おおたくしやう しゃしきくすいしんかいぎいいん にんき まつじつ
委員の任期は、委嘱の日から大田区障がい者施策推進会議委員の任期の末日までとする。ただ
さいにん さまた
し、再任を妨げない。

4 いいん にんきちゆう じにん とき ほけつ いいん お こうにんしゃ にんき
委員が任期中に辞任した時は、補欠の委員を置くことができる。ただし、後任者の任期は、
ぜんにんしゃ ざんにんきかん
前任者の残任期間とする。

かいちやうおよ ふくかいちやう
(会長及び副会長)

だい じょう きょうぎかい かいちやうおよ ふくかいちやう お
第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 かいちやう いいん ごせん さだ ふくかいちやう いいん かいちやう しめい
会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 かいちやう きょうぎかい だいひやう かいむ そうり
会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 ふくかいちやう かいちやう ほ さ かいちやう じ こ しょくむ だいいり
副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

だい じょう きょうぎかい かいちやう しょうしゆう
第5条 協議会は、会長が招集する。

2 かいちやう ひつやう みと ばあい いいんがい もの しゅつせき もと
会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

かんけいしゃ いけんちやうしゅ
(関係者の意見聴取)

だい じょう きょうぎかい しょうじこう しんぎ さい ひつやう みと かんけいしゃ いけん き
第6条 協議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、関係者から意見を聴く
ことができる。

きょうぎかい こうかい
(協議会の公開)

だい じょう きょうぎかい かいぎおよ ぎ じろく こうかい つぎ かくごう がいどう ばあい
第7条 協議会の会議及び議事録は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、
かいちよう きょうぎかいおよ ぎ じろく ぜんぶまた いちぶ ひこうかい
会長は、協議会及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) こうかい
公開することにより、こうせい ちゅうりつ しんぎ いちじる ししょう およ
公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると会長
みと ばあい
が認める場合

(2) とくてい もの ふとう りえきまた ふりえき
特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると会長が認める場合

(3) ぎあん こじんじょうほう ふく
議案に個人情報が含まれている場合

2 ぜんこう きてい もと きょうぎかいおよ ぎ じろく ぜんぶまた いちぶ ひこうかい
前項の規定に基づき協議会及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、

ひみつせい けいぞく かぎ ほか も
秘密性の継続する限り、他に漏らしてはいけない。

こじんじょうほう とりあつかい
(個人情報の取扱)

だい じょう きょうぎかい いいんおよ きょうぎかい かんけいしゃ そうだんじれい かかわ しょう しゃどう こじんじょうほう ほご
第8条 協議会の委員及び協議会の関係者は、相談事例に係る障がい者等の個人情報の保護
じゅうぶんりゆうい
に十分留意しなければならない。

ほうしょうひ
(報償費)

だい じょう きょうぎかい しゅつせき いいん たい よさん はんいんない ほうしょうひ しほら
第9条 協議会に出席した委員に対し、予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

しよむ
(庶務)

だい じょう きょうぎかい かん しよむ ふくしぶしょうがいふくしか しょうり
第10条 協議会に関する庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

いんにん
(委任)

だい じょう ようこう さだ
第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定め
る。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (平成29年8月17日29福障発第12086号福祉部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。